参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年3月4日

北九州市政策局国際政策課

1 当該公募の趣旨

北九州市には、現在約 17,000 人の外国人市民が居住しており、年々、外国人市民の国籍が多様化している。災害時において、高齢者や障がい者と同じく外国人も災害時の要配慮者に位置付けられているが、外国人は日本での災害に関する知識や経験が乏しく、且つ日本語の理解が十分ではない方も多く、災害時に生じる言葉の壁が深刻な問題を引き起こす可能性がある。そのため、災害発生時には、初期段階から外国人の問い合わせに多言語で対応できる環境を整備する必要がある。また、大規模災害発生時には、24 時間体制での多言語電話通訳の円滑な運営が求められる。業務実施にあたっては、関係機関等と密な連携を取りながら行うほか、本市において近年増加傾向にあるベトナム・ネパールといった非漢字圏の言語に対応するがある。そのため本業務については、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型 プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

(1) 業務名

災害時多言語電話通訳業務

(2) 業務内容

①災害時多言語電話通訳_

- ・本市で災害が起きた際に、24 時間 365 日対応可能な電話通訳サービスを提供すること。
- ・大規模災害時だけでなく、初動警戒時より対応すること。対応開始と終了は 北九州市より連絡する。
- 対応言語

英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・タガログ語・ミャンマー語・

インドネシア語・タイ語を含む、9言語以上とする。

・その他、通訳業務にあたる付帯業務

②三者間通訳の実施

- ・災害時に外国人から問い合わせがあった際、多言語で受付を行い、関係機関へ繋ぐこと。また、その後は依頼者(外国人)・関係機関・通訳者の三者間の電話通訳を行うこと。
- ・依頼者(日本人)が外国人に電話をかける際に、三者間通訳を行うこと。
- (3) 履行期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 (平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有 資格業者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 外国人住民からの問い合わせに対し、的確な通訳を行う人材を有している

イ これまでに電話による通訳業務を実施した実績があること。

ウ ア・イについて、要件を確認できる書類及び応募者の概要が分かる書類が 提出できること

4 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 北九州市政策局国際政策課

電話番号 093-582-2146 FAX 番号 093-582-2176

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年3月5日から令和7年3月18日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8 時30分から17時まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年3月5日から令和7年3月18日まで(閉庁日を除く。)の毎日、8 時30分から17時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成 添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する 場合がある。

イ 詳細は説明書による。